

学校開放制度について

○目的

市立小中学校の校庭、体育館、夏期学校プール開放、木曽中学校夜間照明設備、中学校温水プール（町田第一中学校、南中学校、鶴川中学校）を夜間や休日等、学校の授業や部活動で使用していない時間帯を市民に開放し、市民のスポーツ活動を推進します。

○利用の実態

小学校 42 校、中学校 20 校の内、54 校が学校開放を実施しています（表 1 参照）
（表 1）

校庭開放	小学校	39 校
	中学校	14 校
体育館開放	小学校	40 校
	中学校	11 校

学校開放利用団体として登録があるのは、屋内競技・屋外競技合わせて 431 団体あります。市に提出する登録申請に「主な活動場所」を届け出しますが、青少年の団体などは届け出た学校以外でも活動しています。（表 2 参照）

（表 2）

屋内競技	団体数	屋外競技	団体数
バスケットボール	29	一般野球	10
バドミントン	40	少年野球	34
バレーボール	81	ソフトボール	28
卓球	36	サッカー	38
体操	26	テニス	7
空手	21	遊び場	5
剣道	16	グラウンドゴルフ	2
武道	10	その他	3
ダンス	19	計	127
レクリエーション・親睦会	10		
その他屋内スポーツ	12		
和太鼓	4		
計	304		

○学校開放のルール

町田市では、地域社会と学校の相互理解のもと、市民が主体的に推進することを基本とし、学校開放運営委員会方式または地域スポーツクラブ方式による学校施設開放事業を実施しています。

・学校開放利用時間

「町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則」（以下「規則」という）において、学校施設の開放時間は原則として下記のように定められています。

・平日：午後 5 時から午後 9 時まで

・日曜日、土曜日、祝日：午前 8 時から午後 9 時まで

原則として規則に定められている以外の時間の利用は認めていませんが、上記の時間以外の利用については学校及び周辺地域の理解を得た上で特別に利用を認めています。

・学校開放利用回数

規則において、学校施設の利用回数は原則として「登録団体の利用の申請は、一カ月当たりの利用回数 4 回分までとする。」と定められています。

定められている回数分以上の利用については、開放施設に空きがある場合で、運営委員会が認める場合に限っています。

新規利用希望団体の取り扱い等についても運営委員会でルールを決め、限られた開放利用時間を地域の中でより多くの方が利用できるように運営をお願いしています。

（参考）学校開放の位置づけについて

町田市立学校施設の開放に関する条例（第 1 条及び第 2 条）

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 137 条

社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 44 条

スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 13 条第 1 項